



経営者の高齢化による廃業が課題となる中、税理士事務所や公的機関が事業承継のサポートを強化している。本年度の税制改正で株式の移転や第三者への経営権譲渡を後押しする仕組みが盛り込まれ、経営者が決断しやすい環境が整ったためだ。各事務所や機関は制度を紹介するセミナーやM&A(企業の合併・買収)の仲介に力を入れ、制度の活用に結びつけようとしている。(高野英明)

事業承継サポート強化

「経営者の相談が増えてきている」。事業承継に関するコンサルティングや書類作成などのサービスを手掛ける税理士法人総合経営(京都市中京区)の長谷川佐賀男代表は、そう手応えを語る。

きっかけとなつたのは税制改正だ。非上場株式を引き継ぐ際に手続きを行うと、贈与税や相続税の納付が猶予されるが、これまで株式数の3分の2が上限で、猶予割合も80%。今回の見直しで株式数の上限がなくなり、猶予割合も100%に引き上げられた。また、従来は従業員の雇用を5年平均で8割維持しないと利子付きで全額納税を認められたが、この要件も実質的に撤廃された。株式売却や廃業の時点で株価を評価し、税を減免する制度も設けられた。

総合経営は、こうした機会をとらえ、事業承継支援に本腰を入れている。制度を解説するセミナーを継続的に開くほか、5月には関連書籍を出版する。顧客の中には事業承継税制の活用に向けて準備を始めた企業オーナーもいるといふ。長谷川代表は「後継者探しや相続税対策など総合的なサービスが求められる」とは、出席した府や京都市、金

事業承継にかかる本年度税制改正の主なポイント

現行 → 改正後

自社株承継に伴う納税猶予は対象株式数の3分の2まで、猶予割合は80%

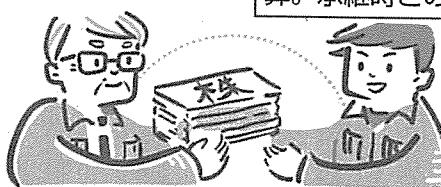
承継後5年間の平均で80%の雇用を維持できないと利子付きで全額納税

納税免除は後継者死亡や破産の場合など限定的

対象株式数の上限撤廃、猶予割合も100%に引き上げ

雇用維持要件は実質的に撤廃

株式売却や廃業時点で株式を時価で評価し、税額を計算。承継時との差額を免除



中小の後継者難、深刻

事業承継を促す税制改正の背景には、廃業の深刻化がある。

帝国データバンクによると、16年度の休廃業や解散は京都府が前年度比19・1%減の445件、滋賀県が5・8%減の242件。いずれも減少したが、経営者の高齢化や後継者難で事業をたたむケースもある。経済産業省の試算では、中小・零細の経営者で70歳以上は全国で約245万人になり、半分が後継者未定。放置すると、廃業の急増で25年度までの10年間で約650万人の雇用が失われる可能性があるという。

事業承継税制が適用されるには、今後5年以内に承継計画を都道府県に提出する必要がある。成団括責任者は「事業承継は今が好機。なるべく早く行動を起こす必要がある」と説いている。

同センターは2016年、京商に開設された。スタッフは中小企業診断士の成岡統括責任者や会計士、京商職員ら。経営者の相談に無料で応じ、株式譲渡計画の策定や株式取得資金の調達、後継者教育を支援している。

本年度は、親族や従業員に後継者がいない場合に対応するため、同業他社などの第三機関などの職員にそう呼び掛けた。各機関も事業承継の取り組みを報告し、今後の連携を確認した。機関や金融機関との連携も強化し、承継先の掘り起こしを進めることで、M&Aの仲介タップに迎え、M&Aの仲介取扱いを確実化。地域金融機関OBを新たにス